

(令和6年度補正分) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 兵庫県宍粟市

本事業の担当部局名 健康福祉部子育て支援課

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	都道府県主導型市町村連携コース				
関連事業メニュー	4.2 結婚新生活支援事業(都道府県主導型市町村連携コース)				
個別事業名	宍粟市結婚新生活支援事業			新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和7年4月1日	～	令和8年3月31日	事業開始年度	令和3年度
総事業費(A)(円)	6,000,000	寄付金その他の収入予定額(B)(円)	0	差引額(A-B)(円)	6,000,000
対象経費支出予定額(円) ※補助率を乗じる前の額	6,000,000				
費用内訳(円)	個別事業の内容のとおり				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け	<p><自治体における少子化対策の全体像>※全事業共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 結婚を望む人が希望を叶えることができるよう出会いの場の創出や結婚に向けた支援を行う。 安心して子どもを産み育てられるよう、母子の健康づくりや経済的負担の軽減など、安心して子育てができる環境の整備を総合的に推進する。 <p><本個別事業の位置付け></p> <p>結婚にふみ切れない若者に対し、結婚後の住居に要する費用(新居のための引越費用や家賃、または住宅購入費や新居のリフォーム費用)の一部を補助することで、経済的負担を少しでも和らげ、結婚の実現に向けて後押しする。</p>				
個別事業の内容	1. 概要				
	【対象費用】				
	<input type="radio"/> 住宅取得費用 <input type="radio"/> 住宅リフォーム費用 <input type="radio"/> 住宅賃借費用 <input type="radio"/> 引越費用				
	【補助対象要件】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載				
	所得要件	国基準	夫婦の合計所得が500万円未満		
		自治体独自基準			
	年齢要件	国基準	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯		
		自治体独自基準			
	【補助上限額】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載				
	29歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が60万円		
自治体独自基準					
39歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が30万円			
	自治体独自基準				
【その他独自要件】					
夫婦のいずれにも市税等の滞納がないこと。					

2. 申請見込

①新規世帯見込	11		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	8	世帯
	その他	3	世帯

②継続補助世帯見込	2	世帯
(継続補助規定の有無)	有	

【世帯数積算根拠】

令和6年度の申請状況を参考に積算

(参考)

【令和6年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	13 世帯
~12月(実績)	10 世帯
1月~3月(見込)	3 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	8	世帯	×	600,000	円	=	4,800,000	円
(その他)	3	世帯	×	300,000	円	=	900,000	円
				(継続補助)			300,000	円
				合計			6,000,000	円

<左記の上限額の合計を使用しない場合の積算>

3. 広報の実施予定

市の広報誌及びホームページ、SNS、LINE、子育てアプリ、チラシ配布で周知を行う。

	KPI項目	単位	目標値(時点)	現状値(時点)	
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※全事業共通	この地域で子育てをしたいと思う親の割合(市総合戦略プランの目標値引用)	%	現状値以上	97	
	出生数(市総合戦略プランの目標値引用)	人	163	131	
参考指標 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績値(時点)		
	合計特殊出生率		1.36		
	婚姻件数	件	103		
	婚姻率		2.9		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標	KPI項目	単位	目標値(時点)	現状値(時点)	
	番号	項目			
		(アウトプット)			
	①	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	91	91
		(アウトカム)			
	①	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	77
②	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	70	66	